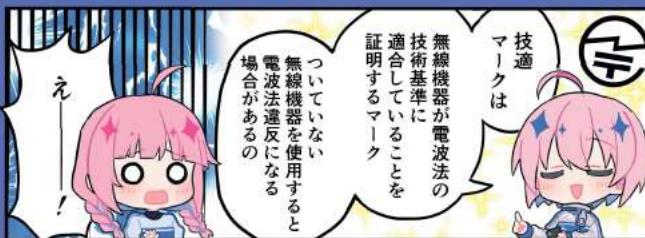


きてき 技適マークってなんだろう？



電波に関する困りごと、ご相談は
下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (011) 737-0099 受信障害(テレビ・ラジオ) (011) 737-0033 電波利用料 (011) 709-6000 その他行政相談 (011) 709-3550
東北総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (022) 221-0641 受信障害(テレビ・ラジオ) (022) 221-0698 電波利用料 (022) 221-0616 その他行政相談 (022) 221-0610
関東総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (03) 6238-1939 (短波混信・妨害) (046) 888-2182 受信障害(テレビ・ラジオ) (03) 6238-1945 電波利用料 (03) 6238-1932 その他行政相談 (03) 6238-1940
信越総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (026) 234-9976 受信障害(テレビ・ラジオ) (026) 234-9991 電波利用料 (026) 234-9998 その他行政相談 (026) 234-9961
北陸総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (076) 233-4447 受信障害(テレビ・ラジオ) (076) 233-4491 電波利用料 (076) 233-4414 その他行政相談 (076) 233-4405
東海総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (052) 971-9107 受信障害(テレビ・ラジオ) (052) 971-9648 電波利用料 (052) 971-9142 その他行政相談 (052) 971-9104
近畿総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (06) 6942-8535 受信障害(テレビ・ラジオ) (06) 6942-8567 電波利用料 (06) 6942-8544 その他行政相談 (06) 6942-8502
中国総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (082) 222-3332 受信障害(テレビ・ラジオ) (082) 222-3383 電波利用料 (082) 222-3308 その他行政相談 (082) 222-3314
四国総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (089) 936-5051 受信障害(テレビ・ラジオ) (089) 936-5030 電波利用料 (089) 936-5006 その他行政相談 (089) 936-5020
九州総合通信局	不法無線局、混信・妨害 (096) 312-8253 受信障害(テレビ・ラジオ) (096) 326-7873 電波利用料 (096) 326-7843 その他行政相談 (096) 326-7819
沖縄総合通信事務所	不法無線局、混信・妨害 (098) 865-2308 受信障害(テレビ・ラジオ) (098) 865-2307 電波利用料 (098) 865-2303 その他行政相談 (098) 865-2390

良好な電波環境を守るために、無線局の免許人の皆様には一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しきは 沖縄県 雷波利用ボーナルへ

電波利用 検索

あなたは知ってる? 電波のルール



電波の3つのルール

- 01 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- 02 外国規格の無線機器にはご注意ください。
- 03 電波の利用には、原則、免許が必要です。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう！

詳しくは、総務省電波利用ポータルへ

電波利用 検索



必ずルールを守りましょう！

① 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。※詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

技適マークってどこに付いているの？



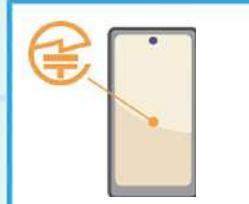
無線LAN機器の裏面



ワイヤレスイヤホンの本体や外箱など



トランシーバーの裏面または内蔵バッテリーを取り外した部分



スマートフォン等では、設定等から液晶画面に表示される場合もあります



多くの場合、無線機器の見やすい場所に表示されているか、ディスプレイに表示されているよ！無線機器を買う時、使う時はちゃんとチェックしてね！

※技適マークが表示されている場合でも、免許申請等の手続が必要な無線機器も存在します。必要となる手続きをご確認の上、無線機器を購入してください。

② 外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法令の基準に合致していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※訪日観光客等が持ち込むWi-Fi端末等は入国の日から90日以内に限って一定条件を満たせば利用可能です。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>



③ 電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

免許状は無線設備の設置（常置）場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。



！注意

⚡ アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って正しく運用しましょう。

⚡ 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。

電波の不正利用で混信が発生したら命の危険につながることも。「バレなきゃ平気」は通用しません。もし電波法に違反するとこんな罰則があります！

電波法違反の罰則

CASE 1

不法無線局※を開設、または運用した場合

1年以下の拘禁刑

または100万円以下の罰金

・令和7年5月31日までは「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」

CASE 2

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

5年以下の拘禁刑

または250万円以下の罰金

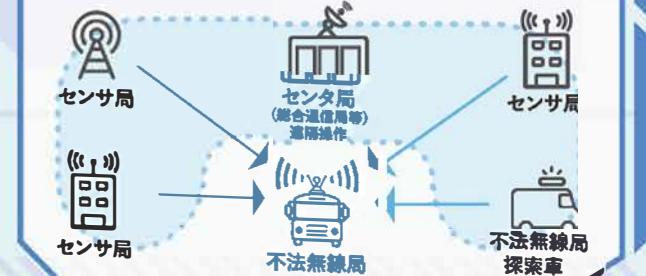
・令和7年5月31日までは「5年以下の懲役または250万円以下の罰金」

※「不法市民ラジオ」、「不法アマチュア無線」など、ほとんどが車載、ポート型で移動中に使用されています。

不法電波を取り締まる

DEURAS

デューラスシステム



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム「DEURAS（デューラス）」を整備・運用しています。全国に設置されたセンサ局や不法無線局探索車で、不法電波の発射源を探し出します。